

林業公社に関する懇談会報告の概要

平成12年12月

1 趣 旨

林業公社は、都道府県等の出資により設立された公益法人であり、森林所有者等による自主的な造林が進みがたい地域において、分収方式により42万ヘクタール余りの人工林を造成。

森林所有者の経営意欲が低下している状況の下で、公益的機能の発揮が求められる森林の整備に一定の役割を果たすことが期待される一方、その財務事情は厳しいことから、今後の事業展開等について検討。

2 林業公社の役割

新たな人工林の造成はほぼ達成されたが、今後とも、適正な森林の整備を担う公的機関としての役割を果たしていく必要がある、地域の要請や財務事情等を踏まえつつ、今日的役割を明確化することが適当。

3 今後の林業公社の事業展開

(1) 既往の分収林の管理経営

これまでに造成してきた分収林について、間伐等を着実に実施するとともに、公益的機能の発揮や伐採収入の確保を図るため、伐期の長期化等の施業の転換、分収林契約の変更等を進めることが必要。

施業の転換には、投資の回収に長期を要し、新たな投資も必要となることから、その円滑な実施に資する方策についての検討が必要。

(2) 新たな事業展開

森林所有者等の自助努力によっては公益的機能の発揮に必要な整備が進みがたい森林等、地域の实情に応じて事業対象地を明確化する必要。また、分収方式によらない手法（施業・経営の受託）の導入の促進等、経営コスト・リスクの分散化が必要。

(3) 経営の安定化等

経営の安定化を図るため、徹底した自助努力を行うとともに、関係者に支援を求め、財務体質の改善を進めることが必要。情報の公開等を通じて地域住民等の理解を醸成していくことも重要。